

○信濃町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除
に関する条例

平成25年3月11日信濃町条例第10号

改正

平成28年6月17日条例第26号

平成30年3月26日条例第13号

令和3年9月22日条例第19号

信濃町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除
に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく過疎地域持続的発展計画（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域内において、町の持続的発展計画に振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業及び店舗型性風俗特殊営業に該当する事業を除く。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）を含む。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の要件等)

第2条 町長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号又は同法第45条第2項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であつて、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額以上のものの取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（第1号において「資本金の額等」という。）が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下同じ。）をした者に対し、当該家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（法第2条第2項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。以下「当該固定資産」という。）の所有者に課する当該固定資産分の固定資産税について、最初の年度以降3箇年度に限り免除するものとする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が、5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 課税を免除とした当該固定資産は、信濃町企業誘致条例（昭和60年信濃町条例第3号）第3条第1項の規定は適用しない。

（課税免除の申請）

第3条 前条の規定により当該固定資産の課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度の賦課期日の属する年の3月31日までに、課税免除申請書を町長に提出しなければならない。

（課税免除適用の可否の決定）

第4条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、課税免除の適用の可否を決定し、速やかに当該申請をした者に通知するものとする。

（課税免除措置の承継）

第5条 第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けている者について、事業の承継があり、当該対象施設が引き続き当該対象事業の用に供されている場合には、その承継者が速やかに町長に承継の事実を届け出にすることにより同条に規定する固定資産税の課税免除の措置を継承できるものとする。

（課税免除の取消し）

第6条 町長は、課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定による課税免除の要件を欠くことが明らかとなったとき。
- (2) 虚偽又は不正の行為により課税免除を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 町税を滞納したとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この条例の規定は平成25年以降に新設又は増設にあたり取得した土地について適用し、同年前に取得した土地については従前の例による。また、家屋及び償却資産については、同年以前に取得し転用したものは適用しない。

4 この条例の失効前に第2条の規定が適用される当該固定資産の取得があった場合、第2項の規定にかかわらず、この条例は同項の規定する日以降も効力を有する。

附 則 (平成28年6月17日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月22日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。